

議案第8号 交野市監査委員条例等の一部を改正する条例について

議案書25P～ 26P

1. 条例改正の目的

地方自治法の一部改正により、条項の繰下げが生じることから、関係する条例について、所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

地方自治法「第243条の2の2」が「第243条の2の8」に繰り下がることから、当該条項を引用する条例の改正を行う。

条例名	改正内容
交野市監査委員条例	第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。
交野市下水道事業の設置等に関する条例	第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。
交野市水道事業の設置等に関する条例	第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

3. 施行期日 令和6年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年3月定例会

<p>議案の 件名</p>	<p>議案第8号 交野市監査委員条例等の一部を改正する条例について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）</p>				
<p>〈政策等の概要〉</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>					
<p>【交野市監査委員条例】 監査委員の定数及び事務局その他監査委員について必要な事項を定める。</p> <p>【交野市下水道事業の設置等に関する条例】 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。</p> <p>【交野市水道事業の設置等に関する条例】 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。</p>		<p>他市においても、同様の改正が行われる。</p>					
		<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>					
		<p>総事業費</p>	<p>国庫支出金</p>	<p>府支出金</p>	<p>市債</p>	<p>その他</p>	<p>一般財源</p>
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>					
<p>地方自治法の一部改正により、条項の繰下げが生じることから、関係する条例について、所要の改正を行うもの。</p>							
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>		<p>〈総合計画等の整合〉</p>					
<p>令和5年5月8日 地方自治法の一部を改正する法律の公布（令和6年4月1日施行）</p>		<p>まちづくりの目標</p>	<p>目 標</p>	<p>—</p>			
		<p>政策分野または経営方針</p>	<p>分野・方針</p>	<p>効率的・効果的な行政運営</p>			
		<p>施策</p>	<p>施 策</p>	<p>行政資源の最適な活用</p>			
		<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>					
<p>〈市民参加の状況〉</p>		<p>計画名称</p>					
<p>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		<p>策定年度</p>					
		<p>計画期間</p>					
<p>〈政策等の実施時期〉</p>		<p>令和6年4月1日</p>					
<p>担当部局</p>		<p>担当課</p>		<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>			
<p>総務部</p>		<p>総務課</p>		<p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表等</p>			

第1条関係 交野市監査委員条例（昭和48年条例第5号）新旧対照表

新	旧
<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第4条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査は、その請求又は要求があつた日からそれぞれ7日以内に着手しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第4条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による監査は、その請求又は要求があつた日からそれぞれ7日以内に着手しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>

第2条関係 交野市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年条例第26号）新旧対照表

新	旧
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

第3条関係 交野市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200,000円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200,000円以上である場合とする。</p>